

第1章

総則

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び広尾町防災会議条例（昭和38年条例第5号）第2条第1項第1号の規定に基づき、広尾町防災会議が作成する計画であり、広尾町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 広尾町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）
 2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の効果的促進

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、町民主体の取組の支援・強化により、町全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第3節 計画の修正

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

ただし、緊急に修正を必要とする事態が発生したときは、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

また、修正事項が軽微な場合は、会長が修正する。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

広尾町防災会議の構成機関を含む関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道農政事務所 帯広地域拠点	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。
十勝西部森林管理署 広尾森林事務所	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事。 3 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事。 4 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。
北海道開発局 釧路開発建設部 (1～4、6～8のうち、港湾等に関する事) 北海道開発局 帯広開発建設部 (4及び6を除く。)	1 災害に関する情報の伝達・収集に関する事。 2 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関する事。 3 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 4 浮体式防災施設(防災フロート)の被災地への派遣に関する事。 5 国道の整備並びに災害復旧に関する事。 6 十勝港施設の整備及び災害復旧に関する事。 7 災害対策現地情報連絡員の派遣等、町が行う防災業務の協力に関する事。 8 補助事業に係る指導、監督に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
釧路海上保安部 広尾海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 2 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 3 災害時において、傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 4 海上における人命の救助に関すること。 5 海上交通の安全確保に関すること。 6 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第5旅団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させること。 2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北 海 道 十勝総合 振興局	地 域 創 生 部 危 機 対 策 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事。 2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事。 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 5 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整に関する事。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
	帯 広 建 設 管 理 部 大 樹 出 張 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路（道道）、河川（二級河川）、海岸（建設海岸）、砂防、急傾斜地、漁港等、所管公共施設の整備に関する事。 2 道路、河川、海岸、砂防、急傾斜地等の管理及びパトロールによる現状把握並びに機能確保のための維持補修工事（冬期の道路除排雪業務を含む）に関する事。 3 所管公共施設の災害時や緊急時の対応に関する事。 4 町所管公共施設（道路、河川等）に係る、災害発生時の応急対策、災害復旧等の技術的指導並びに水防活動支援に関する事。
	保 健 環 境 部 広 尾 地 域 保 健 支 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設、衛生施設等の被害情報の収集に関する事。 2 災害時における医療救護活動に関する事。 3 災害時における防疫活動に関する事。 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事。 5 医療、防疫、薬剤の確保及び供給に関する事。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北 海 道 釧 路 方 面 広 尾 警 察 署 広 尾 町 内 各 駐 在 所 (音 調 津 、 豊 似)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事 2 災害情報の収集に関する事 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 4 犯罪の予防、取締り等に関する事 5 危険物に対する保安対策に関する事 6 広報活動に関する事 7 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事

5 とかち広域消防事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
と か ち 広 域 消 防 事 務 組 合 広 尾 消 防 署 広 尾 町 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防業務及び水防業務に関する事 2 災害時における町民の生命及び財産の保護に関する事 3 災害時における避難誘導、救助及び救急に関する事 4 町の要請に基づいた防災対策の支援及び協力に関する事 5 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事 6 その他災害時における救助活動に関する事

6 広尾町

事 務 又 は 業 務 の 大 綱	
<ol style="list-style-type: none"> 1 広尾町防災会議に関する事務を行うこと 2 広尾町災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事 3 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること 4 町民の自発的な防災活動の促進を図ること 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること 6 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと 	

7 広尾町教育委員会

事務又は業務の大綱	
1	災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
2	文教施設の被害調査及び報告に関すること。
3	文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
4	公立学校における防災教育に関すること

8 指定公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 広尾町内各郵便局 (広尾、音調津、野塚、豊似)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2 郵便貯金等及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道電力株式会社 道東統括支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の防災対策に関すること。 2 災害時における電力の円滑なる供給に関すること。 3 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
北海道電力ネットワーク株式会社 道東統括支店	
N T T 東日本株式会社北海道事業部 (委託機関～N T T 東日本(株)－北海道北海道東支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信の確保に関すること。 2 非常及び緊急通信の取り扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通話の確保を図ること。 3 気象官署からの警報を町に伝達すること。 4 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
日本通運株式会社 E a s tカンパニーロジスティクス第六部 十勝港物流事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。 2 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事務又は業務の大綱
(社) 十勝医師会	1 災害時における救急医療を行うこと。

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
広尾町農業協同組合 十勝農業共済組合 広尾漁業協同組合 広尾町森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 2 気象予警報の連絡に関すること。 3 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 4 災害時における組合員の被害調査に協力すること。 5 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
広 尾 町 商 工 会	1 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保について協力すること。 2 災害時における商工関係の被害調査に協力すること。 3 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
十 勝 バ ス (株) 広 尾 営 業 所	1 災害時におけるバス等輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救助物資の緊急輸送及び避難者輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
日 高 信 用 金 庫 広 尾 支 店 帯 広 信 用 金 庫 広 尾 支 店	1 災害時の金融に関すること。 2 被災者への災害復旧資金等の融資に関すること。
一般病院・診療所	1 災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。 2 燃料の確保に関すること。
運 送 事 業 者	1 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送支援に関すること。 2 災害による復旧資材の輸送協力に関すること。
広 尾 町 社 会 福 祉 協 議 会	1 災害時のボランティア活動の協力に関すること。
広 尾 建 設 業 協 会	1 災害時における応急対策業務を行うこと。

第5節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係の醸成
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

- オ 町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3) 災害緊急事態の布告があった時の協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業所の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

（※ サプライチェーン：原材料・部品等の調達から、生産、流通を経て消費者に至るまでの一連のビジネスプロセスのこと。）

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導

- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。

ウ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

オ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該区域における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。